

健康管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則第32条第2項の規定により学生の健康管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(学校医)

第2条 校長は、校医を委嘱し、学生の健康管理を行うものとする。

2 各学科に健康管理担当教員を置き、校医を補佐する。

(健康管理)

第3条 健康管理票を作成し、学生の健康状態を記録し、健康管理の資料とする。

(健康診断)

第4条 健康診断は、定期及び臨時に行うものとする。

2 定期健康診断は、年1回実施し、次の項目について、学生全員に行わなければならない。

(1) 入学時健康診断

内科診察、胸部X線撮影、一般計測(身長・体重・視力)、検尿(蛋白・糖・潜血)、血圧測定、感染症抗体検査(麻疹・風疹・水痘・ムンプス)、結核感染診断検査、血液検査一般(白血球、赤血球、血色素、ヘマトクリット)、HBs抗原・抗体検査、その他

(2) 2・3年次健康診断

内科診察、胸部X線撮影、一般計測(身長・体重・視力)、検尿(蛋白・糖・潜血)、血圧測定、血液検査一般(白血球、赤血球、血色素、ヘマトクリット)、その他

3 臨時健康診断は、臨地実習前に次の項目について行う。

(1) 保育所実習前健康診断

検便検査(赤痢菌、サルモネラ菌、O-157菌)

(2) 臨地実習前健康診断

実習施設に必要とされる項目

4 定期又は臨時健康診断において異常が発見されたときは、校医の指示を受け、適切な処置を取らなければならない。

5 感染症予防のための検査等を必要に応じて行うことができる。

(指示区分)

第5条 校医は、定期若しくは臨時の健康診断又は疾病の状況に基づき、次の区分に従い指示を行うものとする。

(1) 要休学又は療養(授業を休む必要があるもの)

(2) 要制限(授業に制限を加える必要があるもの)

(3) 要注意(授業に制限はないが健康管理に特に留意するもの)

2 前項の指示を受けた者は、校医が必要と認めるときは、診察を受けなければならない。

(健康相談)

第6条 健康管理担当教員は、学生の健康相談に当たる。

2 健康管理担当教員は必要に応じて、当該学科長(教務主任)と連携の上、適切な指導を行うものとする。

(カウンセリング)

第7条 スクールカウンセラーは、学生および教職員に対して必要時カウンセリングを行う。

(予 防)

第8条 感染症予防のため必要に応じて予防接種を実施するものとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。